

(関係各課合同)

平成30年3月13日

本 部 各 部 課 長  
各 警 察 署 長 殿

三 重 県 警 察 本 部 長

いわゆる「あおり運転」等の悪質・危険な運転に対する厳正な対処について（一般通達）  
平成29年6月、神奈川県内の東名高速道路において、あおり運転等の悪質・危険な行為を原因とする悲惨な交通死亡事故が発生したほか、全国的に同様の事案が大きく報道されるなど、同種の悪質・危険な運転に対する厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

あおり運転等の悪質・危険な運転を抑止するため、次に掲げる厳正な捜査の徹底を始めとした諸対策を積極的に推進されたい。

#### 記

#### 1 悪質・危険な運転に対する厳正な捜査の徹底

悪質・危険な運転が関係する事案を認知した場合には、客観的な証拠資料の収集等を積極的に行い、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪（妨害目的運転）、暴行罪等あらゆる法令を駆使して、厳正な捜査の徹底を期すこと。（別添1参照）

また、悪質・危険な運転を未然に防止するため、車間距離不保持、進路変更禁止違反、急ブレーキ禁止違反等の道路交通法違反について、積極的な交通指導取締りを推進すること。

（別添2参照）

#### 2 悪質・危険な運転者に対する行政処分の実施

##### (1) 迅速かつ積極的な行政処分の実施

悪質・危険な運転者を早期に排除するため、迅速な行政処分の執行に努めること。また、「あおり運転」等に暴行罪等が適用される場合、又は「あおり運転」等に起因し暴行、傷害、脅迫、器物損壊等が伴う場合には、点数制度による処分に至らなくとも、当該事件内容を精査し、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれが認められるときは、「運転免許の行政処分に関する事務処理要領の制定について（例規通達・平成26年3月25日付け（運）第17号）」に規定する危険性帯有に係る行政処分を積極的に行うこと。（別添3参照）

##### (2) 関連情報の集約及び行政処分の早期上申

警察本部事件担当課及び警察署においては、関係各課が緊密に連携し、「あおり運転」等に暴行罪等を適用した場合及び「あおり運転」等に起因する暴行、傷害等を伴う事件を検

挙げた場合は、別記様式により、交通部交通企画課長を経て報告するとともに、前記(1)の危険性帯有による行政処分が適切に適用されるよう早期に交通部運転免許センターを経て適正な行政処分を上申すること。

### 3 更新時講習等における教育の推進

#### (1) 更新時講習等における危険性の説明

更新時講習等については、「更新時講習の運用について（通達）」（平成27年3月30日付け警察庁丙運発第12号）等において、「交通の方法に関する教則のうち、昨今の交通事故情勢や制度改正等を踏まえ、特に取り上げて教えることが必要な事項を適切に選定し、受講者に説明すること。」とされていることなどから、同講習等においては別添4に掲げた運転の態様等を参考に、「あおり運転」等の悪質・危険な運転の危険性や、これらの行為が禁止されていること及びその違反行為に対しては取締りが行われることについて説明するよう更新時講習等受託者に指導すること。

#### (2) 運転適性検査による安全指導

違反を行った者に対する違反運転者講習等の更新時講習等において実施することとされている運転適性についての診断と指導において、運転者本人に自己の運転意識等を自覚させるとともに、運転適性検査結果に基づいた安全指導を適切に行うよう更新時講習等受託者に指導すること。

### 4 安全運転管理者等に対する講習における教育の推進

安全運転管理者は、道路交通法第74条の3第2項の規定により、自動車の使用者の業務に従事する運転者に対する交通安全教育等を行わなければならないこととされており、安全運転管理者等に対する講習については、道路交通法施行規則第38条第1項第1号において、「自動車の運転者に対する交通安全教育に必要な知識」等に関し行うこととされていることから、同講習においては、各事業所等において、安全運転管理者等が行う交通安全教育に資するよう、前記3(1)と同様の説明を行うこと。

### 5 広報啓発活動の推進

広報啓発活動においては、以下の内容について県警察のホームページ、自治体広報誌等を効果的に活用すること。また、自治体、交通関連事業者団体その他関係機関・団体等と連携した広報啓発活動を実施すること。

(1) 「あおり運転」等の悪質・危険な運転は厳正な取締りの対象となること及び交通指導取締り等を強化していること。

(2) 運転者は、自分本位ではなく、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って判断し行動する必要があること（速度に応じた適切な車両通行帯の利用、追越しをしようとする車への配慮等を含む。）。

(3) 危険な運転者に追われるなどした場合、サービスエリアやパーキングエリア等、交通事故に遭わない場所に避難するとともに110番通報すること。

## 6 添付資料

- (1) 別添1 暴行罪を念頭に置いた「あおり運転」等の対応について
- (2) 別添2 「あおり運転」等が抵触する主な道路交通法違反
- (3) 別添3 全国における危険性帯有による処分事例（平成26年以降）
- (4) 別添4 妨害を目的とする運転の態様と違反の種別
- (5) 別記様式 「あおり運転」等に起因する暴行、傷害等を伴う事件等検挙報告書

## 暴行罪の適用を念頭に置いた「あおり運転」等への対応について

あおり運転等の対応に当たっては、一連の悪質・危険な運転行為を、相手運転者に対する有形力の行使ととらえた暴行罪での立件を視野に入れ、次の点に留意した捜査に努めること。

- 1 当事者からの事情聴取
- 2 目撃者の確保
- 3 実況見分等の早期実施
- 4 迅速な手配の実施(一方の当事者が逃走した場合)
- 5 ドライブレコーダー・防犯カメラの確認

捜査した結果、暴行罪の適用ができない場合であっても、個々の行為が道路交通法違反に該当する場合は、適正な交通指導取締りに努めること。

### 暴行

条文	第208条	暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
参考	犯意	人の身体に対して有形力を行使することの認識であり、未必的認識で足りると解される。 最高裁: 昭和39年1月28日
	判例	人の身体に対して不法な有形力を行使することをいう。傷害の結果を発生させる可能性や物理的な力が直接的に人の身体に作用すること等の事実は必ずしもこれを必要としない。 東京高裁: 昭和50年4月15日
		(中略)…いわゆる幅寄せという目的をもって他の車両を追い越しながら、故意に自車とその車両に著しく接近させればその結果として、自己の運転方法の確実さを失うことによつて、相手車両の運転者をしてその運転方法に支障をもたらすことなどにより、それが相手方に対する交通上の危険につながることは明白で、右のような状況下における幅寄せの所為は、刑法上、相手車両の車内にいる者に対する不法な有形力の行使として暴行罪に当たる。 東京高裁: 昭和56年2月18日
		(中略)…フォークリフトを被害者に向かって走行させ、これを同人に衝突させるかのような氣勢を示しながらその身体に右フォークリフトを近接させた行為は、同人の身体に対する不法な有形力の行使として刑法208条の暴行に該当する。
その他	悪質・危険な運転を暴行罪として認定し検挙した事例: 山口県警(平成29年10月24日発生) 被疑者が自動車を運転中、自車後方を走行中の被害者運転車両にクラクションを吹鳴されたことに立腹し、約500メートルの区間にわたる国道上において、急激な進路変更や、同車前方での急制動等の危険な行為を故意に繰り返した上、進路を塞ぐように停止し、同車を交通頻繁な国道上に停止を余儀なくさせて、不法な有形力を行使した暴行被疑事件につき、被害者からの通報を端緒として本件事案を認知し、被害者等関係者からの事情聴取、被害者運転車両に搭載されたドライブレコーダーの解析等により、被疑者及び犯罪事実を特定し、被疑者を暴行で通常逮捕したもの。 進路変更違反3回、急ブレーキ3回、警音器吹鳴1回、計7回にわたる一連の違反行為を暴行として認定したもの。	

## 「あおり運転」等が抵触する主な道路交通法違反

## 道路交通法

## 1 急ブレーキ禁止違反

違反態様例	条文	第24条	車両等の運転者は、危険を防止するためやむを得ない場合を除き、その車両等を急に停止させ、又はその速度を急激に減ずることとなるような急ブレーキをかけてはならない。		
自車を急に停止させたり、急激に減速する行為			罰則	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	
			反則金	大型9千円 普通7千円 二輪6千円 原付5千円	
			基礎点数	2点	

## 2 車間距離不保持

違反態様例	条文	第26条	車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。		
前車と必要な距離を保たないで走行する行為			罰則	高速自動車国道等	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
				一般道	5万円以下の罰金
			反則金	高速自動車国道等	大型1万2千円 普通9千円 二輪7千円 原付6千円
一般道	大型 7千円 普通6千円 二輪6千円 原付5千円				
基礎点数	高速自動車国道等	2点			
	一般道	1点			

## 3 進路変更禁止違反

違反態様例	条文	第26条の2第2項	車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に変更させることとなるおそれがあるときは、進路を変更してはならない。		
後車に急ブレーキをかけさせたり、急ハンドル操作をとらせるような進路変更			罰則	5万円以下の罰金	
			反則金	大型7千円 普通6千円 二輪6千円 原付5千円	
			基礎点数	1点	

## 4 追越し違反(追越しの方法)

違反態様例	条文	第28条第1項	車両は、他の車両を追い越そうとするときは、その追い越されようとする車両の右側を通行しなければならない。		
前車を左側から追い越す行為			罰則	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	
			反則金	大型1万2千円 普通9千円 二輪7千円 原付6千円	
			基礎点数	2点	

5 駐停車違反(放置駐車・高齢運転者等専用場所等は除く)

違反態様例	条文	第44条	車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。(以下略)	
停車及び駐車が禁止されている場所に停車又は駐車する行為		第1項	第1号	交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
		第2号	交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分	
		第3号	横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分	
		第4号	安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分	
		第5号	乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分(当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。)	
		第6号	踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分	
	罰則	10万円以下の罰金		
	反則金	大型1万5千円 普通1万2千円 二輪7千円 原付7千円		
	基礎点数	2点		

6 駐車違反(放置駐車・高齢運転者等専用場所等は除く)

違反態様例	条文	第45条	車両は、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、駐車してはならない。ただし、公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときは、この限りでない。	
駐車が禁止されている場所に駐車する行為		第1項	第1号	人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から3メートル以内の部分
		第2号	道路工事が行なわれている場合における当該工事区域の側端から5メートル以内の部分	
		第3号	消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分	
		第4号	消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分	
		第5号	火災報知機から1メートル以内の部分	
		第45条	第2項	車両は、第47条第2項又は第3項の規定により駐車する場合に当該車両の右側の道路上に3.5メートル(道路標識等により距離が指定されているときは、その距離)以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。(以下略)
	罰則	10万円以下の罰金		
	反則金	大型1万2千円 普通1万円 二輪6千円 原付6千円		
	基礎点数	1点		

7 駐停車方法違反

違反態様例	条文	第47条	車両は、人の乗降又は貨物の積卸しのため停車するときは、できる限り道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。	
法令で定められている停車又は駐車の方法で、停車又は駐車をしない行為		第1項	第2項	車両は、駐車するときは、道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。
		第2項	第3項	車両は、車道の左側端に接して路側帯(当該路側帯における停車及び駐車を禁止することを表示する道路標示によつて区画されたもの及び政令で定めるものを除く。)が設けられている場所において、停車し、又は駐車するときは、前二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該路側帯に入り、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。
		罰則	10万円以下の罰金	
	反則金	大型1万2千円 普通1万円 二輪6千円 原付6千円		
	基礎点数	1点		

### 8 駐停車違反(放置駐車は除く)高速等

違反態様例	条文 第75条の8 第1項	自動車(これにより牽引されるための構造及び装置を有する車両を含む。以下この条において同じ。)は、高速自動車国道等においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。(以下略)		
高速自動車国道等において停車又は駐車する行為			罰則	10万円以下の罰金
			反則金	大型1万5千円 普通1万2千円 二輪7千円
			基礎点数	2点

### 9 減光等義務違反

違反態様例	条文 第52条 第2項	車両等が、夜間(道路交通法施行令第19条の場合を含む)、他の車両等と行き違う場合又は他の車両等の直後を進行する場合において、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、車両等の運転者は、政令で定めるところにより、灯火を消し、灯火の光度を減ずる等灯火を操作しなければならない。		
夜間、他の車両の交通を妨げる目的でハイビームを継続する行為			罰則	5万円以下の罰金
			反則金	大型7千円 普通6千円 二輪6千円 原付5千円
			基礎点数	1点

### 10 合図不履行

違反態様例	条文 第53条 第1項	車両(自転車以外の軽車両を除く。次項及び第4項において同じ。)の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。		
進路変更等をする際に合図をしない行為			罰則	5万円以下の罰金
			反則金	大型7千円 普通6千円 二輪6千円 原付5千円
			基礎点数	1点

### 11 警音器使用制限違反

違反態様例	条文 第54条 第2項	車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。		
執拗にクラクションを鳴らす行為			罰則	2万円以下の罰金又は科料
			反則金	大型3千円 普通3千円 二輪3千円 原付3千円
			基礎点数	無し

### 12 安全運転義務違反

違反態様例	条文 第70条	車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない		
他の違反行為に該当せず、他人に危害を及ぼすような運転行為			罰則	故意 3月以下の懲役又は5万以下の罰金 過失 10万円以下の罰金
例：初心運転者等の標識を表示していない自動車に対する幅寄せ行為			反則金	大型1万2千円 普通9千円 二輪7千円 原付6千円
			基礎点数	2点
	注意点	<p>いわき簡裁：昭和43年6月3日</p> <p>安全運転義務は具体的義務規定でまかないきれないところを補充する意味で設けられたものであるが、その規定の仕方はきわめて抽象的で明確を欠き、それ故に拡大して解釈されるおそれも大きい。従ってその解釈にあたっては罪刑法定主義の趣旨に則り、厳格に解釈すべきであり、拡大して解釈、適用することを厳に慎まなければならない。</p> <p>その趣旨から道交法70条後段により可罰的とされるのは、道路、交通、当該車両等の具体的状況のもとで、一般的に見て事故に結びつく蓋然性の強い危険な速度方法による運転行為に限られるものと考える。</p> <p>安全運転義務違反の適用にあたっては、個々の事案の態様に応じ検討が必要。</p>		

13 騒音運転等

違反態様例	第71条	車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
	条文	第71条第5号の3 正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるような方法で、自動車若しくは原動機付自転車を急に発進させ、若しくはその速度を急激に増加させ、又は自動車若しくは原動機付自転車の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させないこと。
	罰則	5万円以下の罰金
	反則金	大型7千円 普通6千円 二輪6千円 原付5千円
	基礎点数	2点

14 初心運転者等保護義務違反

違反態様例	第71条	車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。	
	条文	第71条第5号の4 自動車を運転する場合において、第71条の5第2項から第4項まで若しくは第71条の6第1項から第3項までに規定する者又は第84条第2項に規定する仮運転免許を受けた者が表示自動車(第71条の5第2項から第4項まで、第71条の6第2項若しくは第3項若しくは第87条第3項に規定する標識を付けた普通自動車又は第71条の6第1項に規定する標識を付けた準中型自動車をいう。以下この号において同じ。)を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に第26条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。	
	罰則	5万円以下の罰金	
	反則金	大型7千円 普通6千円 二輪6千円 原付5千円(小特のみ)	
	基礎点数	1点	
	注意点	被迷惑者が限定されている。 普通免許取得後1年未満の運転者が初心者マークを表示して運転している ① 普通自動車(準中型免許取得後1年未満の者が初心者マークを表示して運転している準中型自動車は保護の対象外) ② 70歳以上の運転者が高齢者マークを表示して運転している普通自動車 ③ 聴力が基準に達しない運転者が聴覚障害者マークを表示して運転している普通自動車または準中型自動車 ④ 肢体不自由の障害のある運転者が身体障害者マークを表示して運転している普通自動車 ⑤ 仮免許を受けた運転者が仮免許練習標識を表示して運転している普通自動車	
	参考	第71条の5第2項	初心運転者標識の表示義務(普通自動車)
		第3項	高齢運転者標識の表示義務(75歳以上)。当分の間適用しないこととされている。(附則第22条)
		第4項	高齢運転者標識の表示努力義務(70歳以上。附則第22条による読み替え後。)
		第71条の6第1項	聴覚障害者標識の表示義務(準中型自動車)
第2項		聴覚障害者標識の表示義務(普通自動車)	
第3項	身体障害者標識の表示努力義務		
第87条第3項	仮免許練習標識の表示義務		

## 全国における危険性帯有による処分事例（平成26年以降）

### 1 平成26年

- 平成26年4月22日、前方を走行していた相手車と衝突しそうになったことからクラクションを鳴らしたところ、相手が無視したように見えたため憤慨し、同人を恫喝して停車させ、顔面を殴打したもの。暴行罪で検挙。停止30日【兵庫県警察】
- 平成26年4月28日、自車を追い抜いた相手車に対して中指を立てて挑発し、同人を憤慨させたことにより自車の進路を塞ぎ降車してきた同人に驚愕し、暴行を加えたもの。暴行罪で検挙。停止30日【山口県警察】
- 平成26年7月18日、後方から追いついてきた相手車が左から追い越そうとしたり、パッシングしたりしたため、追い越させないよう妨害したが、相手車が前方へ割り込んだため憤慨し、降車してトランクから鉄パイプを取り出し、相手に対し鉄パイプを示しながら威嚇し、エンジンキーを抜いて投げ捨てたもの。暴力行為等処罰に関する法律違反で検挙。停止30日【広島県警察】
- 平成26年7月27日、前方を走行していた相手車が交通の流れに沿って走行しなかったことに憤慨し、同車へスプレー缶を投げつけたもの。道路交通法(道路における禁止行為：道路交通法第76条第4項第4号)違反検挙。停止30日【兵庫県警察】
- 平成26年8月5日、対向の相手車が直前で右折してきたことで相手と口論となった後、自車の後方を追跡してくる相手車に挑発されているものと思い込んで憤慨し、停車後、相手に対し木刀を振り上げて脅迫したもの。暴力行為等処罰に関する法律違反で検挙。停止30日【山口県警察】
- 平成26年9月19日、相手車が進路を譲らなかったことに憤慨し、相手に剪定ばさみを突きつけて脅迫したもの。暴力行為等処罰に関する法律違反で検挙。停止30日【兵庫県警察】
- 平成26年11月14日、路外から道路に進出する際、相手にクラクションを鳴らされたことに憤慨し、同車を追跡し前方に出て強引に停車させ文句を言うもさらに無視されたことから相手の腕をつかんで引っ張るなどし、負傷させたもの。傷害罪で検挙。停止30日【広島県警察】

## 2 平成27年

- 平成27年2月19日、交差点を右折時に、自車が自転車の直前を通過したことで、相手が怒鳴るなどしたことから憤慨し、同人を殴打するなどし、負傷させたもの。傷害罪で検挙。停止30日【広島県警察】
- 平成27年3月11日、前方を低速で走行していた相手車に進路を妨害されていると思い込んで憤慨し、同車の前方に割り込み停車後、自車を後退させて衝突を繰り返したもの。器物損壊罪で検挙。停止180日【兵庫県警察】
- 平成27年3月22日、タクシーのドアを開放して乗客を降車させる際、後方から走行してきた相手から注意を受けたことに憤慨し、車内から取り出したはさみを相手に示して脅迫したもの。暴力行為等処罰に関する法律違反で検挙。停止30日【兵庫県警察】
- 平成27年6月3日、進路変更する際に相手車が進路を譲ってくれなかったことに憤慨し、信号待ちで並んで停車した際に相手車に対しペットボトルを投げつけ、追跡してきた相手車が駐車場で停車したところで、同駐車場設置のコーンバーで相手を殴打し、さらに折損したコーンバーで頭部を突き刺し負傷させたもの。傷害罪で検挙。停止60日【広島県警察】

## 3 平成28年

- 平成28年5月21日、相手車に幅寄せされたものと思い込んで憤慨し、高速道路で相手車の前方に出て急ブレーキをかけ、幅寄せをした後、前方をふさぎ停車させ、相手の顔面を殴打し唾を吐きかけたもの。暴行罪で検挙。停止120日【兵庫県警察】
- 平成28年6月4日、相手車にあおられたものと思い込み憤慨し、同車を追跡の上、前方をふさぎ停車させ、護身用に携帯していたメリケンサックを装着して相手に示し、脅迫したもの。兵庫県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為の防止に関する条例違反で検挙。停止30日【兵庫県警察】
- 平成28年6月9日、相手車が自車の直前を横切るように右折しようとしたことに憤慨し、車内から未開封の缶コーヒーを相手に投げつけて負傷させたもの。傷害罪で検挙。停止60日【広島県警察】

- 平成28年6月24日、通行方法を巡るトラブルから相手と揉み合いになり、双方ともに腕に咬みついたり、足で蹴飛ばしたりして相手を負傷させたほか、車両等を損壊するなどしたもの。双方ともに傷害罪、器物損壊罪で検挙。双方ともに停止30日【広島県警察】
- 平成28年7月14日、相手車を追い越そうとしたところ同車が加速し追越しを阻止されたことに憤慨し、相手車の前方に出て蛇行、幅寄せを繰り返すなどした後、停車。その後、降車し、相手に対して金槌と鋸鎌を示して威嚇したため同人と揉み合いになり負傷させたもの。傷害罪、暴力行為等処罰に関する法律違反、銃砲刀剣類所持等違反で検挙。停止120日【兵庫県警察】
- 平成28年9月7日、相手車に追い越されたことに憤慨し、高速道路でクラクションを鳴らしながら同車を追跡後、前方をふさぎ停車させ、相手車の運転席窓ガラスを手拳で破壊の上、相手の顔面を殴打し負傷させたもの。傷害罪で検挙。停止120日【兵庫県警察】

#### 4 平成29年（主なもの）

- 平成29年5月19日、下校中の中学生等が道路上を広がって歩行していることに憤慨し、歩行中の多数の中学生等に対して自車を衝突させる目的で接近させ、衝突を回避する中学生等の姿態を同乗者に撮影させたもので、一連の運転行為により殺人未遂罪で検挙。停止180日（同乗者についても共犯として検挙され、停止180日）【大阪府警察】

#### ※ 「運転免許の効力の停止処分基準」

- 危険性帯有（道路交通法施行令第38条第5項第2号ハ）

その者が自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる行為をしたときは、30日以上の間

## 妨害を目的とする運転の態様と違反の種別

運転の態様(例)	違反の種別(道路交通法)
前方の自動車に激しく接近し、もっと速く走るよう挑発する	車間距離保持義務違反(法26条)
危険防止を理由としない、不必要な急ブレーキをかける	急ブレーキ禁止違反(法第24条)
後方から進行してくる車両等が急ブレーキや急ハンドルで避けなければなくなるような進路変更を行う	進路変更禁止違反(法第26条の2第2項)
左側から追い越す	追越しの方法違反(法第28条)
夜間、他の車両の交通を妨げる目的でハイビームを継続する	減光等義務違反(法第52条第2項)
執拗にクラクションを鳴らす	警音器使用制限違反(法第54条第2項)
車体を極めて接近させる幅寄せ行為を行う	安全運転義務違反(法第70条) 初心運転者等保護義務違反(法第71条第5号の4)

故意に自車を他人の車に著しく接近させるなどの運転態様、当事者の認識、周囲の道路状況等に照らし、その行為が、相手の運転者に対する有形力の行使と認められる場合には、暴行罪(刑法第208条)が成立する場合がある。

別記様式

年 月 日

三重県警察本部長 殿

警察署長

「あおり運転」等に起因する暴行、傷害等を伴う事件等検挙報告書  
みだしの件につき、下記のとおり報告する。

発生日時		検挙年月日	
発生場所			
罪 名		逮捕の有無	
被疑者	住所		
	職業		
	氏名		
	生年月日	( 歳)	
被害者	住所		
	職業		
	氏名(ふりがな)		
	生年月日等	( 歳)	
事件概要			